※この法令は廃止されています。

明治十三年太政官布告第三十六号

明治十三年太政官布告第三十六号(刑法 抄)

第一編 総則

第二章 刑例

第三節 附加刑処分

- 第三十一条 剥奪公権ハ左ノ権ヲ剥奪ス
 - 一 国民ノ特権
 - 二 官吏ト為ルノ権
 - 三 勲章年金位記貴号恩給ヲ有スルノ権
 - 四 外国ノ勲章ヲ佩用スルノ権
 - 五 兵籍ニ入ルノ権
 - 六 裁判所ニ於テ証人ト為ルノ権但単ニ事実ヲ陳述スルハ此限ニ在ラス
 - 七 後見人ト為ルノ権但親属ノ許可ヲ得テ子孫ノ為メニスルハ此限ニ在ラス
 - 八 分散者ノ管財人ト為リ又ハ会社及ヒ共有財産ヲ管理スルノ権
 - 九 学校長及ヒ教師学監ト為ルノ権
- 第三十三条 禁錮ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現任ノ官職ヲ失ヒ及ヒ其刑期間公権ヲ行フコトヲ停止ス

第二編 公益ニ関スル重罪軽罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪

- 第二百三十三条 公選ノ投票ヲ偽造シ又ハ其数ヲ増減シタル者ハー月以上一年以下ノ軽禁錮ニ処シ二円以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス
- 第二百三十四条 賄賂ヲ以テ投票ヲ為サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ投票ヲ為シタル者ハ二月以上二年以下ノ軽禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ 罰金ヲ附加ス
- **第二百三十五条** 投票ヲ検査シ及ヒ其数ヲ計算スル者其投票ヲ偽造シ又ハ増減シタル時ハ六月以上三年以下ノ軽禁錮ニ処シ四円以上四十円 以下ノ罰金ヲ附加ス
- 第二百三十六条 調書ヲ造リ投票ノ結局ヲ報告スル者其数ヲ増減シ其他詐偽ノ所為アル時ハー年以上五年以下ノ軽禁錮ニ処シ五円以上五十 円以下ノ罰金ヲ附加ス